

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月27日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第37号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（平成18年新潟県規則第26号）の一部を次の表のように改正する。

（太枠部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前																		
地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第 1 項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第 1 項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。																		
<table><tr><td>氏</td><td>名</td><td>代理の順序</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>副知事</td><td>中垣内 隆 久</td><td>(略)</td></tr></table>	氏	名	代理の順序	(略)			副知事	中垣内 隆 久	(略)	<table><tr><td>氏</td><td>名</td><td>代理の順序</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>副知事</td><td>鈴 木 康 之</td><td>(略)</td></tr></table>	氏	名	代理の順序	(略)			副知事	鈴 木 康 之	(略)
氏	名	代理の順序																	
(略)																			
副知事	中垣内 隆 久	(略)																	
氏	名	代理の順序																	
(略)																			
副知事	鈴 木 康 之	(略)																	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。